

漏水調査業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、三条市（以下「甲」という。）が委託する漏水調査業務（以下「委託業務」という。）に必要な事項を定める。

2 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、漏水調査業務とし、委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本仕様書に定める仕様に従い履行するものとする。

3 業務内容

- (1) 乙は、甲が指定する範囲の給水使用者各戸の止水栓及び水道メーターを調査対象とし、水道メーターの目視及び音聴棒等を用いて漏水を調査するものとする。なお、甲は、乙に音聴棒を貸与するものとする。
- (2) 乙は、漏水原因が第一止水栓から宅地側（二次側）にあると認めた場合は、文書により使用者に状況を通知するとともに、修理の依頼を行うものとし、甲が指定する様式に漏水箇所、漏水状況、使用者への通知状況等を記載の上、随時甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、漏水原因が配水管から第一止水栓まで（一次側）にあると認めた場合は、工事事業者を手配し、甲が指定する様式に漏水箇所、漏水状況、工事事業者への依頼状況等を記載の上、随時甲に報告するものとする。なお、漏水修理に係る費用は、甲が負担するものとする。
- (4) 漏水調査は、契約期間中に市内全域を1回実施するものとし、その実施期間等については、甲乙協議の上、行うものとする。
- (5) 乙は、漏水調査員の技術力向上に努めるものとする。

4 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。ただし、特別な理由及び緊急を要する場合は、甲の指示するところによる。